

# 公立大学法人金沢美術工芸大学理事長選考会議規程

平成 25 年 3 月 27 日  
法人規程第 84 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学定款（以下「定款」という。）第 10 条第 8 項の規定に基づき、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第 2 条 理事長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事。
- (2) 理事長の任期に関する事。
- (3) 理事長の解任に関する事。
- (4) その他理事長選考会議に関し必要な事。

## (委員の任期)

第 3 条 理事長選考会議の委員（以下「委員」という。）の任期は、経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員の欠格条項)

第 4 条 委員が経営審議会委員又は教育研究審議会委員でなくなった場合若しくは理事長候補者となった場合は、その資格を失う。

2 委員の欠員が生じた場合は、速やかに後任を補充するものとする。

## (議長)

第 5 条 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、理事長選考会議を代表し、会務を掌理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

## (招集)

第 6 条 理事長選考会議は、第 2 条に規定する事項について審議する必要がある場合に、議長が招集する。

## (議事)

第 7 条 理事長選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 理事長選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、理事長予定者を決定する議事又は理事長の解任の申出を決定する議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

## (庶務)

第 8 条 理事長選考会議の庶務は、事務局において処理する。

## (委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、理事長選考会議に関し必要な事項は、理事長選考会議が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。